

東日本大震災復興の架け橋



第71回国民体育大会冬季大会

スケート競技会・アイスホッケー競技会

実施要項

2016 希望郷 いわて国体

第71回国民体育大会 広げよう感動。伝えよう感謝。



公益財団法人日本体育協会
文 部 科 学 省
岩 手 県
公益財団法人日本スケート連盟
公益財団法人日本アイスホッケー連盟
盛 岡 市
花 巻 市
二 戸 市

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	実施要項総則	2
	※交代(変更)届・棄権届	13
3	各競技実施要項	15
4	式典次第	24
5	宿泊要項	26
6	輸送交通要項	31
7	医療救護要項	33
8	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	34
9	国民体育大会会長トロフィー授与規程	35
10	関係団体事務局一覧	36

1 競技会日程と会場一覧表

正式競技：スケート、アイスホッケー

会場地	式典・競技		日 程					会 場	所 在 地
			平成 28 年 1 月						
			27 水	28 木	29 金	30 土	31 日		
盛岡市	開始式		午前 ◎					岩手県営武道館	盛岡市みたけ 3-24-1
	表彰式						午後 ◎		
	スケート	スピード		○	○	○	○	岩手県営スケート場	盛岡市みたけ 5-9-1
		フィギュア	○	○	○	○		盛岡市アイスアリーナ	盛岡市本宮 5-4-1
二戸市	ショート トラック	○	○				岩手県立 県北青少年の家スケート場	二戸市仁左平字 放森 61-35	
盛岡市	アイス ホッケー	成年 少年	○	○	○	○	○	盛岡市アイスリンク	盛岡市本宮 5-3-3
							○	盛岡市アイスアリーナ	盛岡市本宮 5-4-1
花巻市			○	○	○	○	石鳥谷アイスアリーナ	花巻市石鳥谷町 中寺林6-92-1	

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○ 競技日

全国会議

	全 国 代 表 者 会 議	全 国 報 道 員 会 議
日 時	平成 28 年 1 月 26 日(火) 13:00～	平成 28 年 1 月 26 日(火) 16:00～
会 場	ホテルメトロポリタン盛岡本館 4階「姫神」	ホテルメトロポリタン盛岡本館 4階「姫神」
住 所	盛岡市盛岡駅前通1-44	盛岡市盛岡駅前通1-44
電話番号	019-625-1211	019-625-1211

2 実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

岩手県で開催する第 71 回国民体育大会「希望郷いわて国体」は、東日本大震災津波からの復興の取組を進める中で、「広げよう感動。伝えよう感謝。」のスローガンのもと、「復興の力となる国体」、「岩手のスポーツ振興に寄与する国体」、「岩手の魅力発信と県民総参加による手づくりの国体」という 3 つの大きな柱を掲げ、県民の総力を結集して、夢と感動を与え、復興のシンボルとなる大会を目指して開催する。

実施方針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場

競技会名	会期	会場
スケート競技会 アイスホッケー競技会	平成 28 年 1 月 27 日(水)～1 月 31 日(日) 5 日間	盛岡市 花巻市 二戸市

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が未成年者（20 歳未満）の場合、親権者及び本人が署名、捺印した同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第 71 回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本体育協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

- (ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）
- (イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【平成28年1月6日（水）】に1年以上在籍していること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。
- (ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者
- a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。
- b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。
- [注] 上記(ウ)bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。
- イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。
- ウ 第69回又は第70回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第69回又は第70回大会と異なる都道府県から参加することはできない。
- (ア) 成年種別
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- [注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）
- (イ) 少年種別
- a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）
- [注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。
- d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）
- エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。
- オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。
- カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。
- キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。
- (ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これに通過した者であること。
- (イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
- (ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。
- ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本体育協会（以下「日本体育協会」と

いう。) 公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地(以下「学校所在地」という。)

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、平成27年4月30日以前から各競技会終了時(平成28年1月31日)まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、平成9年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、平成9年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、平成27年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生(平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本体育協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本体育協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項[国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

ウ ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。

5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

7 参加都道府県は、「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本体育協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

(1) この特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。

(2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア 親の転勤による一家の転居

イ 親の結婚、離婚による一家の転居

ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

(3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育(スポーツ)協会(以下「都道府県体育協会」という。)及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ 報告を受けた都道府県体育協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 第22回オリンピック冬季競技大会（2014年・ソチ）に参加した者。
- (2) 平成27年10月31日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCアスリートプログラム強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注] 強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成27年4月30日以前から各競技会終了時（平成28年1月31日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 平成27年4月30日以前から各競技会終了時（平成28年1月31日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）の通りとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 災害が発生しなかったと仮定した場合、平成27年4月30日以前から各競技会終了時（平成28年1月31日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第69回及び第70回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が平成27年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「住居を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本体育協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第71回大会に参加した者が、

第 72 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

〈例〉○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成 23～24 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において中学校または高等学校を卒業した者

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

(1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第 1 位から第 8 位までの都道府県に与え、次の 2 種類とする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものに加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、少数第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	フィギュア	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	アイスホッケー	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
種目	スピード ショートトラック	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(2) 各競技会の総合成績は、競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

(3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規定」によるものとする。

7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績第 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第 1 位から第 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の第 1 位から第 8 位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの又は、都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育（スポーツ）協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第 71 回国民体育大会会長宛に申込みとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込みシステムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、平成 28 年 1 月 6 日（水）とする。
- (4) 参加申込様式は、日本体育協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項 3 ページ）にて届け出なければならない。
なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会事務局

[注] スケート競技（スピード、ショートトラック、フィギュア）参加者については、ア、ウに、アイスホッケー競技参加者については、イ、ウに提出するものとする。

なお、日本体育協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については選手交代届と同じ様式（本要項 13 ページ）を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 本大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育協会は、1 人当たり次のとおり参加負担金を納入する。

区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	1, 500 円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	2, 000 円

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育（スポーツ）協会できりまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日

平成 28 年 1 月 6 日（水）

- イ 納入先
みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本体育協会

11 宿泊申込

大会参加者は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込み。

12 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員は、次のとおりとする。
- ア 1 都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計5名以内とする。
 - イ 上記役員のほか、5名以内の顧問を設けることができる。
 - ウ 上記ア及びイによる本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本体育協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
また、上記ア及びイによる本部役員総数の範囲内で、アスレティックトレーナーを帯同できる。なお、帯同できるアスレティックトレーナーは日本体育協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
 - エ 参加選手団本部役員の1日あたりの編成人数については、上記ア及びイによる人数を上限とする。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県3名以内とする。ただし、平成29年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第8項に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

14 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し所属都道府県を明示したユニフォームを着用しなければならない。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本体育協会、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会盛岡市実行委員会、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会花巻市実行委員会、第71回国民体育大会二戸市実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

(1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 競技会プログラムへの掲載

(イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載

(エ) 大会関連ホームページへの掲載

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(ア) 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD等に編集され、販売・配付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本体育協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。
なお、日本体育協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込み。なお、参加は1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込は、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本体育協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。
- (7) 競技運営に差し支えない限り、岩手県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本体育協会及び都道府県体育協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育協会は、国民体育大会参加者補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人当たり1,000円）を日本体育協会に納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本体育協会から都道府県体育協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までには納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

**第71回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】※いずれかに○**

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること。

1 参加申込選手

競技名		種別		部・種目別	
参加申込選手					

2 交代（変更）・棄権の理由

--

3 交代（変更）※棄権の場合は記入不要

フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日生（ 歳）		
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム記載用所属					
第69回大会 参加都道府県		第70回大会 参加都道府県		例外適用 ※3	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有の場合 登録番号等			
その他の必要事項 (身長、体重、記録等)					

※1 第71回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別 (ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと)

少年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地
ウ 勤務地

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回（第71回大会）と第70回大会（不出場の場合は第69回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。[1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年）

4. 一家転住（少年） 5. 東日本大震災に係る特例]

平成 年 月 日

ア 当該中央競技団体会長（代表者） 殿

イ 開催県実行委員会会長 殿

体育（スポーツ）協会
会長（代表者） 印

協会・連盟
会長（代表者） 印

第7 1回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続

特別な事情で選手を交代（変更）する場合には次の手続を行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛提出すること。
- (2) 当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。
- (3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）及び当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続をとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）宛に指定の FAX 番号へ FAX にて提出すること。（開催県実行委員会には提出不要）
なお、原本は提出後必ず保管し、下記3に従い、後日、公益財団法人日本体育協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育（スポーツ）協会並びに中央競技団体は次の手続を行うこと。

- (1) 都道府県体育（スポーツ）協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本体育協会の案内に従い、交代（変更）手続後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続の場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを公益財団法人日本体育協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は、棄権届。（写し）
 - イ 都道府県体育（スポーツ）協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧。
 - ※1 「都道府県選手団責任者」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各都道府県体育（スポーツ）協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。
 - ※2 「競技会責任者」及び「指定 FAX 番号」は、公益財団法人日本体育協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育（スポーツ）協会に通知する。

3 各競技実施要項

◇ 正式競技 ◇

〔1〕 スケート競技

1 期 日 平成28年1月27日(水)から1月31日(日)まで (5日間)

実施競技	競技期間
スピード	平成28年1月28日(木)～1月31日(日)
ショートトラック	平成28年1月27日(水)～1月28日(木)
フィギュア	平成28年1月27日(水)～1月30日(土)

2 会 場

会場地	実施競技	競技会場
盛岡市	スピード	岩手県営スケート場
二戸市	ショートトラック	岩手県立県北青少年の家スケート場
盛岡市	フィギュア	盛岡市アイスアリーナ

3 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種別	種目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m・2000m R
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000m R
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R

イ ショートトラック

種別	種目
成年男子	500m・1000m・5000m R
成年女子	500m・1000m・3000m R
少年男子	500m・1000m
少年女子	500m・1000m

ウ フィギュア

種別	種目
成年男子	ショートプログラム フリースケーティング
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(2) 参加人員

種 別	監督数	選手数	小 計	都道府県数	合 計
成年男子	12名以内	30名以内	1都道府県 66名以内	47	858名以内
成年女子					
少年男子		24名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督12名、選手54名、計66名以内で編成し、各種別、各種目の参加数は上記のとおりとする。

ただし、総計858名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が1～16位までの都道府県は各種別最大8名まで、17位以下の都道府県は各種別最大5名までとする。

ただし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上がる。

各都道府県の種別順位が16位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1位12点、2位11点、3位10点、4位9点、5位8点、6位7点、7位6点、8位5点、9位4点、10位3点、11位2点、12位1点とする。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く。)以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム6名以内とし、競技は4名で行う。

(ウ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(エ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 前年度国体で各種別の総合順位が1～8位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記8位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ8位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各5名以内、少年男女種別各2名以内とし、17位以下の都道府県は各種別1名とし、国体開催県が17位以下の場合は、16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が8位までの中に得点が得られなかった場合は全日本都道府県対抗競技会の成績による。

(イ) 1種目2名以内、1名2種目(リレーは除く)以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(エ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合せて12名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人員は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、①から③に該当する最大16チームである。

① 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

② 第71回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

- ③ 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム
(イ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

4 競技上の規程及び競技方法

(1) スピード

- ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。
トラックは、「387.36m標準シングルトラック(Cタイプ)」を使用する。
- イ 競技は、個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。なお予選及び決勝は、次の方法により行う。
- (ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。
- (イ) 決勝出場者
- ① 8名以内(男女500m、男女1000m、男女1500m)
 - ② 12名以内(男子5000m、男子10000m、女子3000m)
- (ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。
ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。
- (エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。
- (オ) 組合せにあたっては、大会コミティー、レフェリー及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。
- ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申出は、リレー競技開始30分前までとする。
- エ 責任先頭制の競技方法を採用する。
- (ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。
1000m(1回)、1500m(1回)、3000m(2回)、5000m(4回)、10000m(8回)
- (イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。
- (ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。ただし、男子10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。
- オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2) ショートトラック

- ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。
トラックは、標準ショートトラックを使用する。
- イ 競技は、個人及び都道府県対抗とする。
- ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。
なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。
- (ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。
- (イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。
- (ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。
- (エ) 同種別のレースの間に最低20分の休憩時間をおく。
- (オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバッジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せにあたっては、大会コミティー、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1～8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。

採点は、ISU ジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

※ 注意 ① 1名では参加できない。

② 2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。

ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なってもかまわない。

オ 本選において選手の変更がある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2014年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年ISUシニア課題とする。

フリースケーティングは、2014年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分50秒以内とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子4分30秒、成年女子4分、少年男子4分、少年女子3分30秒とする。

ク 音楽は、CD、MDのいずれかを使用することとし、最初から再生できるものとする。

また、必ず予備の音源（提出したものと別の媒体）も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において平成28年1月6日（水）までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「競技会オンライン申込みサイト」

<https://www.skatingjapan.jp/entry>により登録すること。なお、登録できない場合は都道府県単位でまとめて下記へ送付すること。

期 限 平成28年1月6日（水）

送付先 〒020-8530

岩手県盛岡市内丸3-46 盛岡市役所内丸分庁舎

盛岡市国体推進局内

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会盛岡市実行委員会事務局

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、参加者は次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケート指導員、公認スケートコーチ、公認上級スケートコーチ、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。

ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績(天皇杯得点)及び女子総合成績(皇后杯得点)は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子	成年女子	スピード、ショートトラック 各種目(リレーを含む。)とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
少年男子 少年女子	少年女子	フィギュア 各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※ 同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、第71回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の第1位から8位までに、賞状を授与する。

ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、

都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 抽選会

ア スピード

日 時 平成28年1月9日（土） 午後2時

場 所 アイーナ岩手県民情報交流センター

電 話 019-606-1717

イ ショートトラック

日 時 平成28年1月9日（土） 午後1時

場 所 アイーナ岩手県民情報交流センター

電 話 019-606-1717

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 平成28年1月27日（水） 午後1時

場 所 岩手県営武道館剣道場

電 話 019-641-4577

イ ショートトラック

日 時 平成28年1月26日（火） 午後1時

場 所 岩手県立県北青少年の家（2階研修室）

電 話 0195-23-9511

ウ フィギュア

日 時 平成28年1月26日（火） 午後1時

場 所 盛岡市アイスアリーナ

電 話 019-658-1212

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 平成28年1月27日（水） 午後3時

場 所 岩手県営スケート場内（仮設）競技役員室

電 話 019-641-1530

イ ショートトラック

日 時 平成28年1月26日（火） 午後3時

場 所 岩手県立県北青少年の家（2階研修室）

電 話 0195-23-9511

ウ フィギュア

日 時 平成28年1月26日（火） 午後0時

場 所 盛岡市アイスアリーナ

電 話 019-658-1212

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

〔2〕 アイスホッケー競技

1 期 日 平成28年1月27日(水)から1月31日(日)まで(5日間)

種 別	27日(水)	28日(木)	29日(金)	30日(土)	31日(日)
成 年 男 子	1 回 戦	2 回 戦	準々決勝	準 決 勝 順位決定戦	決 勝 3位決定戦
少 年 男 子		1 回 戦	準々決勝 順位決定戦	準 決 勝 順位決定戦	決 勝 3位決定戦

2 会 場

会 場 地	競 技 会 場
盛 岡 市	盛岡市アイスリンク、盛岡市アイスアリーナ
花 巻 市	石鳥谷アイスアリーナ

3 種別及び参加人員

種 別	監督	選手	参加都道府県	小計	合 計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規程及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、第1位から第8位までを決定する。
- (3) 第5位から第8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 競技時間

1 試合を第1、第2、第3ピリオドの3回に分け、ピリオド間にインターバルを挟み、試合を行う。

本大会では、成年1回戦、2回戦、準々決勝、順位決定戦、少年1回戦、準々決勝、順位決定戦はそれぞれ各ピリオド正味15分で行い、成年、少年とも準決勝、3位決定戦、決勝は、各ピリオド正味20分で行う。インターバルは10分とする。
- (5) 競技終了時に同点の場合

5分間のサドン・ヴィクトリー方式による4on4の延長戦を行う。なお、決しない場合は、3名によるゲーム・ウイニングショットを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドン・ヴィクトリー方式によるゲーム・ウイニングショットを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。

なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は、各都道府県連盟の主催とし、ブロック大会は所属都道府県連盟の共催開催地連盟の主管とする。

(3) ブロック大会の所属都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	成 年	少 年
北 海 道	北海道	1	1
東 北	青森・宮城・秋田・山形・福島	3	1
関 東	茨城・栃木・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・群馬	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開 催 地	岩手	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、参加者は次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された選手は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」3によるが、選手については、各都道府県大会、ブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケー指導員、公認アイスホッケーコーチ、又は公認アイスホッケー上級コーチ（旧資格制度により資格を取得し、平成17年度以降、新資格制度において上級コーチへ移行した者）の資格を有すること。

7 総合成績決定方法

総合成績(天皇杯得点)は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に第1位から第8位までを決定する。

ただし、同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。 ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。
少 年 男 子	

(2) 参加得点

大会(ブロック大会等を含む。)に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績(天皇杯得点)の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

8 表彰

- (1) 総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (2) 総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の第1位から8位までに、賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

9 参加上の注意

- (1) 監督会議には、必ずユニフォーム（セカンドユニフォームも）を持参すること。
また、平成28年1月6日（水）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、下記へ送付すること。

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸3-46 盛岡市役所内丸分庁舎

盛岡市国体推進局内

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会盛岡市実行委員会事務局

メールアドレス：kokutai-kyougi@city.morioka.iwate.jp

- (2) アイスホッケー公式国際競技規則第224条、226条及び227条に基づき、国体少年の部に参加するプレーヤーは、フルフェイス・マスクと首とどのプロテクター及びマウスピースを着用しなければならない。ゴールキーパーについては、18歳未満の規則を適用する。
- (3) その他の事項は、「2実施要項総則」15によるものとする。

10 諸会議

- (1) 抽選会

日時 平成28年1月8日（金） 午後2時

場所 岸記念体育会館 会議室

電話 03-3481-2404 （公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

- (2) 監督会議

日時 平成28年1月26日（火） 午後3時

場所 ホテルメトロポリタン盛岡 本館

電話 019-625-1211

11 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式典次第

【第71回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開 始 式

期日 平成28年1月27日(水)

会場 岩手県営武道館

順	次 第	時 刻
1	開 場	8 : 3 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	9 : 0 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	9 : 3 4
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	9 : 3 5
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	1 0 : 0 0
6	開 式 通 告	1 0 : 2 5
7	競 技 会 開 始 宣 言	1 0 : 2 6
8	国 旗 儀 礼	1 0 : 2 9
9	大会旗・日本体育協会旗・実施競技団体旗儀礼	1 0 : 3 1
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	1 0 : 3 3
11	日 本 体 育 協 会 あ い さ つ	1 0 : 3 7
12	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 0 : 4 0
13	歓 迎 の こ と ば	1 0 : 4 3
14	選 手 代 表 宣 誓	1 0 : 4 9
15	閉 式 通 告	1 0 : 5 2
16	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 0 : 5 3

【第71回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

表 彰 式

期日 平成28年1月31日(日)

会場 岩手県営武道館

順	次 第	時 刻
1	開 場	15:00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	15:20
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	15:59
4	開 式 通 告	16:00
5	成 績 発 表	16:01
6	ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 状 授 与	16:04
7	ス ケ ー ト 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:12
8	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 状 授 与	16:14
9	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	16:22
10	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	16:24
11	会 場 地 あ い さ つ	16:27
12	国 旗 儀 礼	16:33
13	競 技 会 終 了 宣 言	16:35
14	閉 式 通 告	16:36
15	役 員 ・ 選 手 団 解 散	16:37

5 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、第 71 回国民体育大会冬季大会の正式競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2 方針

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会（以下「県委員会」という。）、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会盛岡市実行委員会、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会花巻市実行委員会及び第 71 回国民体育大会二戸市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、合同で希望郷いわて国体宿泊本部（以下「宿泊本部」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、スケート競技会及びアイスホッケー競技会に係る大会参加者の宿泊について万全を期する。

希望郷いわて国体八幡平市実行委員会（以下「八幡平市委員会」という。）は、関係する機関及び団体の協力を得て、スキー競技会に係る大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

宿泊本部及び八幡平市委員会（以下「宿泊本部等」という。）は、競技団体、旅館組合等関係団体、宿泊施設等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務にあたるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、近隣市町村の旅館等及び民家、寮、研修所、公民館等宿泊施設に転用可能な施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿にあたっては、宿泊本部等が次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場、練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、 3.3 m^2 （2 畳）以上とする。
- (5) 宿泊本部等が指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
 - ① 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

② 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

(2) 宿泊料金

区分	消費税	宿泊料金		備考
		1泊2食	素泊まり	
民泊等	税抜	6,954 円	5,054 円	冷暖房料を含む。 ただし、上記の料金は、 宿泊料金から配宿業務負 担金を除いた額に含まれ る。
	税込	7,510 円	5,458 円	
営業施設	税抜	2,954 円～ 13,454 円	2,254 円～ 9,554 円	通常のサービス・奉仕料 及び冷暖房料を含む。 ただし、上記の料金は、 宿泊料金から配宿業務負 担金を除いた額に含まれ る。
	税込	3,190 円～ 14,530 円	2,434 円～ 10,318 円	

(注) ・上記宿泊料金には配宿業務負担金 454 円 (税抜) を含む。

・営業施設における「1泊2食」料金 (税抜) は 500 円刻みとする。

・「素泊まり」料金 (税抜) は「1泊2食」料金 (税抜) から配宿業務負担金 (税抜) を除いた額の 70%相当 (100 円未満を切り上げ) に配宿業務負担金 (税抜) を加えた額とする。

・民泊等とは、旅館業法の規定に基づく営業許可を有しない民家、寮、研修所、公民館等の転用施設をいう。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の 18 時まで、朝食の場合は前日の 12 時まで申し出た場合に限る。

ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

① 夕食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜) は、「1泊2食」料金 (税抜) から配宿業務負担金を除いた額の 80%相当 (100 円未満を切り上げ) に配宿業務負担金を加えた額とする。

② 朝食を欠食した場合の宿泊料金 (税抜) は、「1泊2食」料金 (税抜) から配宿業務負担金を除いた額の 90%相当 (100 円未満を切り上げ) に配宿業務負担金を加えた額とする。

区分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
民泊等	税抜	5,654 円	6,354 円
	税込	6,106 円	6,862 円
営業施設	税抜	2,454 円～ 10,854 円	2,754 円～ 12,154 円
	税込	2,650 円～ 11,722 円	2,974 円～ 13,126 円

(5) 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の

規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担する。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

(8) 宿泊取消料

- ① 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の7日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の6日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）から配宿業務負担金（税抜）を除いた額の50%に配宿業務負担金（税抜）を加えた額	
宿泊予定当日	宿泊料金（税抜）の全額	

(注) ・取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

・荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

- ② 選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）から配宿業務負担金（税抜）を除いた額の50%に配宿業務負担金（税抜）を加えた額	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日翌日以降の宿泊の取消し	不要	

(注) 取消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

- ③ 宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記①及び②の定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

- ④ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、以下のとおりとする。

- ① スケート競技会・アイスホッケー競技会

平成28年1月23日（土）15時から平成28年2月1日（月）10時までとする。

- ② スキー競技会

平成28年2月16日（火）15時から平成28年2月24日（水）10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して宿泊本部等に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、第71回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項及び第71回国民体育大会冬季大会スキー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

(2) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

(1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本体育協会国民体育大会委員会において報告する。

(2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに宿泊本部等に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあつても、速やかに宿泊本部等に連絡するものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

(3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

(1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

(2) 国体昼食弁当については、希望により、県委員会、会場地委員会及び八幡平市委員会が、次によりあつせんするものとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む。）	税抜	900円以内
	税込	972円以内

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指示された場所に保管するものとする。

11 スキーの手入れ

ワクシング等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指示された場所で行うものとする。

12 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。
また、報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- (2) 宿泊料金・昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用するものとする。

6 輸送交通要項

1 趣旨

この要項は、第 71 回国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員等（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2 方針

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の効率的かつ安全・確実な輸送を行うものとする。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

全国輸送は、原則として自由集合・自由解散とし、県委員会は必要に応じて、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

イ 開・閉会式等輸送

総合開・閉会式及び冬季大会開始式・表彰式（以下「開・閉会式等」という。）における輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ただし、視察員及び報道員の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

ウ 競技会輸送

競技会における輸送は、原則として計画輸送とし、会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ただし、視察員及び報道員の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

エ 各種会議の輸送

各種会議の参加者の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、原則として鉄道、路線バス等の公共交通機関の利用により実施する。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払うものとする。

4 駐車場

(1) 駐車場の確保

開・閉会式等の会場及び各競技会場における駐車場は、会場周辺の道路交通事情や来場見込者数等を勘案し、十分な確保に努める。

(2) 駐車場の利用

開・閉会式等の会場の駐車場は、県委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両に限り、指定された駐車場を利用できるものとする。

なお、県委員会が発行する駐車許可証の交付を受けていない車両による来場は、身体に障がいのある人が利用する車両を除き原則として認めない。

また、各競技会場の駐車場は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用するものとする。

5 交通安全対策

(1) 交通の誘導及び規制

大会参加者及び一般観覧者の交通の安全と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、開・閉会式等の会場、各競技会場及び各会場周辺において、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な措置を講じる。

(2) 冬季大会における対応

冬季大会の輸送においては、スリップ等による交通事故や走行不能を防止するため、使用車両にスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等を装着又は携行するとともに、積雪、凍結などの路面状況や天候等に応じた走行に留意する等必要な措置を講じる。

6 輸送・交通の案内

輸送・交通の案内は、各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所及び会場地委員会が設置する案内所において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

7 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第 71 回国民体育大会医療救護基本計画に基づき、第 71 回国民体育大会冬季大会（以下「いわて国体冬季大会」という。）における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護を実施する。

3 実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県委員会

- ア 開始式及び表彰式会場における医療救護
- イ 県委員会主催のいわて国体冬季大会関連イベントにおける医療救護

(2) 会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場における医療救護
- イ 会場地委員会主催のいわて国体冬季大会関連イベントにおける医療救護
- ウ 宿泊施設における医療救護

4 救護所及び救護本部の設置

県委員会及び会場地委員会は、前項の業務を実施するにあたり、必要に応じて救護所及び救護本部を設置する。

5 救護班の配置

- (1) 救護所には、救護班を配置する。
- (2) 救護班は、医師、歯科医師、看護師又は保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた編成とする。
- (3) 救護班は、傷病者に応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

6 医薬品及び救急自動車等の配備

- (1) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品を配備する。
- (2) ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- (3) 救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

7 経費の分担

県委員会及び会場地委員会は、それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

8 医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が、それぞれ別に定める。

8 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月 1日制定
昭和45年1月22日一部改訂
昭和48年7月10日一部改訂
昭和54年5月 9日一部改訂
平成17年6月16日一部改訂
平成22年3月17日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

9 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、各正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

(1) 責任をもって保管する。

(2) 破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

(3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

(4) 公益財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改訂

昭和48年7月10日一部改訂

昭和54年5月9日一部改訂

平成17年6月16日一部改訂

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

10 関係団体事務局一覧

団体名	所在地	TEL
		FAX
公益財団法人 日本体育協会	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2217 03-3481-2284
文部科学省スポーツ・青少年局 競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2-2	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人 日本スケート連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2351 03-3481-2350
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒150-8050 東京都渋谷区神南一丁目 1-1 岸記念体育会館 内	03-3481-2404 03-3481-2407
公益財団法人 岩手県体育協会	〒020-0133 岩手県盛岡市青山 4 丁目 13-30 岩手県体育協会会館 内	019-648-0400 019-648-1600
岩手県スケート連盟	〒028-3171 岩手県花巻市石鳥谷町中寺林 7-38-43 千葉 哲 様方	0198-45-2922 0198-45-2922
岩手県アイスホッケー連盟	〒020-0133 岩手県盛岡市青山 3 丁目 15-1 新興電気 (株) 内	019-643-5252 019-643-5252
希望郷いわて国体・希望郷いわて大会 岩手県実行委員会事務局	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11-1 岩手県国体・障がい者 スポーツ大会局 内	019-629-6295 019-629-6299
希望郷いわて国体・希望郷いわて大会 盛岡市実行委員会事務局	〒020-8530 岩手県盛岡市内丸 3-46 盛岡市役所内丸分庁舎 盛岡市国体推進局 内	019-651-4111 019-623-3555
希望郷いわて国体・希望郷いわて大会 花巻市実行委員会事務局	〒028-3163 岩手県花巻市石鳥谷町八幡 4-161 花巻市役所石鳥谷総合支所庁舎 花巻市生涯学習部 国体推進課 内	0198-45-2111 0198-45-2155
第 7 1 回国民体育大会 二戸市実行委員会事務局	〒028-6192 岩手県二戸市福岡字川又 47 二戸市役所 総合政策部政策推進課国体推進室 内	0195-23-3113 0195-25-5160



スポーツ振興くじ助成事業